

## 菊池昇家文書

芳賀郡益子町大字益子の菊池昇家から四百八十五点の古文書が栃木県立文書館に寄託されています。現当主菊池信行氏の御厚意に感謝の意を表し、この文書について紹介します。

菊池家は、江戸時代、益子村において村役人を勤めていました。益子村の大部分は黒羽藩領で、芳賀郡にあった黒羽藩領は下之庄と呼ばれ、益子村以外に上大羽村・生田目村・七井村（以上、現益子町）・清水村（現真岡市）・深沢村（現茂木町）等から成り、益子村には陣屋が置かれていました。益子村は新町・内町・城内・道祖土・石並の五組に分かれ、各組には名主以下の村役人が置かれていました。菊池家はその中で、内町および城内の名主等を務めていたことが文書から読み取れます。中には、年貢や諸役の割付や納付に関するものなどがあり、年始の挨拶として藩の重臣らに「御目見」した記録などもあります。

『芳賀郡名家列伝』（岩松義男著、明治三十三年刊）によれば、幕末から明治初年にかけての当主菊池七郎は文久

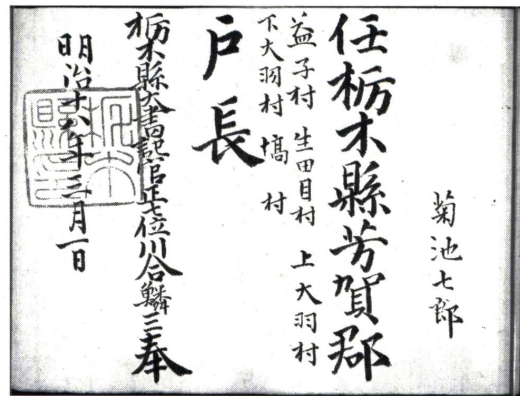
年中に黒羽藩より国産掛を命ぜられ明治元年には郷方取締役に任ぜられています。栃木県が置かれて以降は益子村用掛、益子村副戸長、益子村外六ヶ村副戸長、益子村戸長、益子村外三ヶ村戸長、益子村外四ヶ村（明治二十二年四月の町村制施行の際にこの五ヶ村で

明治初年における菊池七郎の役職

明治年月日	役職名	任命者
7・7・24	附属協応方（栃木県警察係真岡警察出張所）	栃木県
8・6・3	第5大区6小区益子村用掛	栃木県
9・4・21	第2大区8小区益子村副戸長	栃木県
10・7・16	第2大区8小区益子村生田目村東田井村塙村清水村上大羽村下大羽村副戸長	栃木県
12・7・1	芳賀郡益子村戸長	栃木県
16・2・1	芳賀郡第21番学区学務委員・第24番学区学務委員	栃木県
16・2・1	芳賀郡益子村戸長・生田目村上大羽村下大羽村戸長兼務	栃木県
16・3・1	芳賀郡益子村生田目村上大羽村下大羽村戸長	栃木県
18・3・1	芳賀郡益子村生田目村上大羽村下大羽村塙村戸長	栃木県

菊池昇家文書No12～49（辞令等）により作製

益子村となる）戸長等を歴任し、後に益子村長に就任しています。上の表はその時の辞令等で菊池昇家文書に含まれている主なものをまとめてあります。

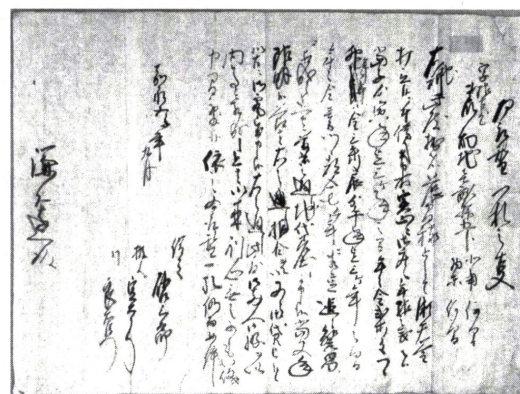


菊池昇家文書 (No.42)

また、菊池昇家文書からは、菊池家は「今出屋」という屋号を有していて、経済活動を行っていたことがわかります。その中心は醤油の製造販売に関するもので、近隣を中心にしたように販路が広がっていたかがい知ることがができます。

この菊池昇家文書の中でも知られているものに、益子焼の創業期にかかわる文書があげられます。益子焼の祖とされる大塚啓三郎が初めて益子村に瀬戸焼の窯を開いたのは嘉永六年（一八五三）とされていますが、益子村字根

古屋にそのための土地を借りたのは嘉永五年九月で、それは菊池良右衛門らの世話によるものであることが、この文書から確かめられています。



菊池昇家文書 (No.175)

右の文書では、大塚啓三郎は農間稼ぎとして瀬戸焼を始めようとしていること、地代を最初の三年間は年二朱、次の一年は三朱、さらに三年間は一朱と上げながら都合七年間借地し、その後は同様の条件で再び契約することが述べられています。

菊池昇家文書は、益子町の歴史を語る上で不可欠な史料の一つとして、益子町において作製された史料目録にも掲載され、益子町史編纂にも利用されています。

（佐藤 祥庸）